

船舶事故調査報告書

平成29年8月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成28年7月11日 07時10分ごろ
発生場所	北海道函館市木直 ^{きなおし} 漁港西北西方沖 木直港東防波堤灯台から真方位290° 1,000m付近 （概位 北緯41°53.5′ 東経141°03.4′）
事故の概要	漁船 ^{りゅうぐう} 龍宮丸は、こんぶ養殖施設に係留中、転覆した。 龍宮丸は船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 龍宮丸、0.9トン HK3-124322（漁船登録番号）、個人所有 6.57m (Lr) × 1.76m × 0.74m、FRP ガソリン機関、36.8kW、平成12年2月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年11月12日 免許証交付日 平成26年7月8日 （平成31年11月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1～1.5m、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成28年7月11日06時30分ごろ木直漁港を出港し、06時35分ごろ‘木直漁港西北西方沖のこんぶ養殖施設’（以下「本件施設」という。）に到着し、船首を南方に向け、本件施設の幹綱を左舷ブルワーク上縁に設置されたY字型の金具3本に掛けて係留し、こんぶの揚収作業を開始した。 本船は、船長が左舷船尾で、甲板員が左舷船首で、それぞれこんぶの揚収作業中、急に風勢が強まり、右舷船尾方から高起した波を連続して受け、船体が左舷側に大傾斜し、07時10分ごろ左舷側へ転覆した。

	<p>船長は、本船が大傾斜した際に転覆の危険を感じて海に飛び込み、その後、転覆した本船の船底に這い上がり、本船付近に浮いていた甲板員を船底に引き上げ、携帯電話により所属する漁業協同組合に救助を求めた。</p> <p>船長及び甲板員は来援した僚船に救助され、本船は別の僚船にえい航されて木直漁港に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故当日の気象情報をテレビの気象予報で入手していたが、函館市に、風及び波に関する注意報及び警報は発表されていなかった。</p> <p>船長は、出港時から、ふだんより少し風が強く、波が高いと感じていたが、僚船が出港していたので、出港しても大丈夫だと思った。</p> <p>本事故当時、僚船は既に帰港しており、本船が本件施設で最後までこんぶの揚収作業を行っていた。</p> <p>本船は、こんぶの揚収作業時、本件施設の幹綱を左舷ブルワーク上縁に設置されたY字型の金具3本に掛けるので、左舷側に傾斜した状態であった。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、本件施設において、左舷側に傾斜した状態でこんぶの揚収作業中、右舷船尾方から波高約1～1.5mの波を連続して受けていたことから、船体が左舷側に傾斜し、左舷側へ転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件施設において、左舷側に傾斜した状態でこんぶの揚収作業中、右舷船尾方から波高約1～1.5mの波を連続して受けていたため、船体が左舷側に傾斜し、左舷側へ転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候が悪化した場合には、操業を中止して帰港すること。 ・救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。

付図1 事故発生場所概略図

